

# 軽自動車税種別割のお知らせ

## 軽自動車税種別割の税率

令和元年10月1日から、「軽自動車税」は「軽自動車税種別割」に名称変更されました。なお、税率の変更はありません。



### ◎令和2年度軽自動車税種別割税率

車種区分			税率		重課税率	
			平成27年3月31日以前の登録車両	平成27年4月1日以降の登録車両		
軽自動車	三輪		3,700円	3,900円	4,600円	
	四輪	乗用	営業用	6,600円	6,900円	8,200円
		乗用	自家用	8,600円	10,800円	12,900円
	貨物	営業用	3,600円	3,800円	4,500円	
		自家用	4,800円	5,000円	6,000円	

※平成31年4月1日から令和2年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両で、一定の環境性能を有する対象車に該当する場合は、令和2年度に限りグリーン化特例(軽課)が適用されます。

車種区分		税率
原動機付自転車	50cc以下	2,000円
	90cc以下	
	125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
小型特殊自動車	農耕作業用自動車	2,400円
	その他	5,900円
軽二輪(250cc以下)		3,600円
二輪の小型自動車(250cc超)		6,000円

## 軽自動車等の各種手続きは次の手続き先で4月1日までに

### ◎原動機付自転車や軽自動車の廃車・譲渡・住所変更などの手続きは4月1日(水)までに済ませましょう

原動機付自転車や二輪の小型自動車、軽四輪自動車などにかかる軽自動車税種別割は毎年4月1日現在の名義人(所有者)に課税されます。

次の場合には届け出が必要です。

- ・譲渡、転売、盗難などにより現在所有していない場合
- ・他市町村へ転出または他市町村から転入された場合
- ・所有者がすでに死亡している場合

手続きの詳細については、右記の窓口へお問い合わせください。

※軽自動車税種別割は月割税制度ではありません。年度途中で廃車した場合でも、すでに納められた税金をお返しすることはありません。

車種	手続き先・お問い合わせ先
原動機付自転車 小型特殊自動車	小松島市税務課諸税担当 ☎32・3845
軽二輪・二輪の小型自動車	四国運輸局徳島運輸支局 ☎050・5540・2074
三輪および四輪以上の軽自動車	徳島県軽自動車協会 ☎088・641・2010

### ◎小型特殊自動車をお持ちの方へ

小型特殊自動車とは、農耕作業用自動車およびその他の自動車で下記の規格に該当するものです。地方税法上、小型特殊自動車は公道の走行の有無にかかわらず所有していると課税対象となります。

#### ◆小型特殊自動車の規格

農耕作業用自動車…乗用装置付きの農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、コンバイン、田植機などで最高速度時速35km未満のもの(大きさは制限なし)

その他のもの……乗用装置付きのフォークリフト、ショベルローダ、タイヤローラ、ロードローラなどで車両の長さ4.7m以下・幅1.7m以下・高さ2.8m以下で最高速度時速15km以下のもの

新しく車両を取得した方(法人)または現在未申告の車両を所有している方(法人)は、市税務課で申告手続きをし、標識(ナンバープレート)の交付を受けてください。

また、車両を廃棄・譲渡等する場合は、市税務課で標識(ナンバープレート)の返納手続きをしてください。

## 軽自動車税種別割減免申請は4月30日までに

身体などに障がいがある方が所有する軽自動車などで、本人または家族などの運転で、専ら障がい者本人のために継続して使用されるものについては、軽自動車税種別割が減免される制度があります。はじめて減免を受ける場合は、納期限(令和2年4月30日)までに申請が必要です。ただし、障がいの等級などにより該当しない場合もあります。また減免制度は、障がい者一人に対して1台に限り適用され、普通自動車でも減免を受けている場合は該当しません。

なお、すでに減免を受けている方で、減免対象車乗り換えや運転者に変更があった場合も、納期限までに再度申請が必要となります。障がいの等級に変更があった場合も届出が必要です。

【お問い合わせ先】市税務課諸税担当(市役所1階)

☎32・3845 / FAX 33・3401 / Mail:shozei@city.komatsushima.i-tokushima.jp